

令和3年10月18日

保護者 様

沼津市教育長
(学校教育課)

警戒レベル引き下げに伴う今後の学校の対応について

日頃より、本市の学校教育に対し、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和3年10月15日(金)より、本県の警戒区分はレベル3(県内注意・県外一部警戒)、国の警戒ステージI相当になることが発表されました。

これを受け、市立小・中学校では、令和3年10月19日(火)以降、下記のとおり、感染症予防策を引き続き講じながら教育活動を実施してまいります。

子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 今後の教育活動

(1) 感染対策

- ・学校は感染対策を講じ、授業等を行います。
- ・感染のリスクの高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で慎重に判断し実施します。
- ・密を避け、換気を徹底します。
- ・消毒を徹底します。

(2) 給食

- ・通常の給食の提供方法に戻していきます。
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、おかわりの配膳、食後の歯みがき等、感染の防止を徹底します。

(3) 部活動

- ・可能な限り感染対策を行った上で活動を行います。
- ・練習試合等、各種大会への参加については、地域の感染状況に応じて、判断します。

(4) その他

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して長期間欠席しなければならない児童生徒への対応として、オンライン等を活用します。
- ・今後も引き続き、学校の感染状況に応じて、文部科学省ガイドラインを参考に、学級閉鎖等を実施してまいります。

(別添)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「保健体育」の留意事項 (令和3年10月15日時点)

静岡県教育委員会健康体育課

- 検温を毎日おこなう等、個々の体調管理把握に努め、少しでも体調のすぐれない者は早退させること。また、これにより生徒の不利益が生じることのないよう配慮する。
- 自校の施設や用具の実情により、感染症対策が困難な領域や内容については、実施時期の変更や種目の変更を含めた年間計画の見直しをする。

【体育における留意事項】

- ・授業前後における生徒の健康観察を徹底する。
- ・「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避けることが困難な活動(上体起こし測定、2人組での補強運動、球技や武道等)は、基本的な感染症対策を行った上で実施。
- ・生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動は基本的な感染症対策を行った上で実施。
- ・更衣室は時間差で使用するなど、狭い空間での接触は避ける。
- ・授業終了後は、手洗い、うがいを徹底させる。
- ・器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用の前後(授業前後)に手洗いを行う。
- ・飲水時は、マスクを外して密集する機会となり得ることから、人との距離を確保し、会話を控えるよう促す。水分補給のためのボトルや水筒は、回し飲みをさせない。また、水飲み場の衛生管理に努める。
- ・生徒に個人管理の所有物(タオル、ハンカチ、体操着、運動靴等)の貸し借りをさせない。
- ・気温、湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスク着用の必要はない。
- ・児童・生徒がマスクの着用を希望して運動する場合、息苦しいと感じた時などには、速やかにマスクを外すよう促す。また、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるようにする。
- ・授業前後における着替えや移動の際、授業中においても教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない場面で、十分な身体的距離が確保できない場合は、可能な範囲でマスク(不織布が望ましい)を着用する。
- ・熱中症事故の防止に留意しつつ、可能な限り屋外で実施し、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、ドアを広く開け、常時換気に努める。
- ・屋外において持久走等、呼気が激しくなる活動を行う際は、特にゴール直後の十分な距離を確保するなど、工夫に努める。

【保健における留意事項】

- ・教育活動全般の留意事項に加え、生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、資料「新型コロナウイルス感染症の予防(文部科学省)」等を活用し、指導を行う。

2 出席停止の扱いについて

感染が心配で登校させたくない場合、学校に相談ください。登校すべきではないと学校が判断した場合については、出席停止となります。

3 健康状態の把握

お子様の健康状態を把握するため、毎日の検温や健康状態の点検をお願いします。

お子様や同居の家族(※1)に発熱等の風邪症状がある場合には、登校しないことを徹底してください。

※1 同居の家族の場合は、感染まん延地域(※2)を訪問し、発熱等のかぜ症状のある人が対象となります。ただし、静岡県は現在、感染まん延地域から外れたため、この適用からは外れます。

※2 感染まん延地域

静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」にて、「特に慎重に行動」「回避」と記載のある都道府県です。そちらを訪問した後に症状が出た場合は対象となります。

静岡県については、静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」県感染流行期の県内評価において「感染まん延前期・中期・後期」のいずれかに該当した場合は対象となります。

【確認事項】

出席停止の措置とするものについて、以下の内容を確認してください。

次のような場合は、学校に連絡してください。なお、医師による出席停止書類の提出の必要はありません。

(1) 本人又は同居の家族(※1)に発熱等のかぜ症状がある場合

※1 同居の家族の場合は、感染まん延地域(※2)に居住または訪問し、発熱等のかぜ症状がある人が対象となります。

(2) (1)の症状が治っても、登校について医師の許可が出ない場合

(医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過していなければ登校できません)

(3) 本人が感染者との接触の可能性があると保健所等から判断された場合

(濃厚接触者と特定されないことが明確になるまで。PCR検査等を受けた場合は陰性になるまで)

(4) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合

(同居家族の自宅待機期間が終了するまで。または、同居家族等がPCR検査等を受けた場合は、陰性が確認されるまでの間)

(5) 本人が濃厚接触者に特定された場合…保健所で指示された期間

(6) 本人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合…保健所で指示された期間